

分担金・拠出金の名称		オゾン層の保護のためのウィーン条約拠出金	拠出金等の種別	平成29年度 予算額 (当初予算)	7,162千円	総合評価
拠出先の国際機関等の名称		国連環境計画（UNEPウィーン条約事務局）	義務的拠出金			B
国際機関等の概要及び成果目標		(1)当該機関の設立経緯等・目的 ・「オゾン層保護のためのウィーン条約」は、生物に有害な帯域の紫外線の地上への到達を防いでいる地球を取り巻くオゾン層を、フロン等のオゾン層破壊物質から保護することを目的としており、各締約国によるオゾン層保護のための国際協力の推進等を定めている。同条約は1985年に採択され、我が国は1988年締結。締約国数は196か国及び欧州連合(EU)(2017年5月末現在)。 ・条約事務局は、国連環境計画(UNEP)が務め、ナイロビに所在。 ・本拠出金は締約国会議(COP)の開催を中心とする事務局予算に充てられているもの。 (2)拠出に当たっての成果目標 本拠出を通じ、我が国の方針を反映しつつ、フロン等のオゾン層破壊物質からオゾン層を保護するための取組に効果的に貢献することを目標としている。具体的には、3年ごとに開催されるCOPにおける締約国の合意形成を通じて、条約実施のための活動を活性化することを目指す。				
分類	評価基準	実績・成果等				
Ⅰ 当該機関等の活動・組織について	1 当該機関等の専門分野における活動の成果・影響力	・本条約は、オゾン層の変化により生ずる悪影響から人の健康及び環境を保護することを目的とし、そのために締約国が組織的観測、研究及び情報交換を通じて協力することを規定する。本条約の下で3年に一度開催されるオゾン研究管理者会議において、オゾン層に関する最新の研究成果が共有されている。かかる研究成果も踏まえながら、オゾン層破壊物質(ODS)の最終的な全廃に向けて、締約国が実施すべき規制措置が本条約の下でのモントリオール議定書に規定されている。これまでにピーク時の98%に当たるODSの生産・消費量の削減に繋がっており、残り2%についても今後削減される予定である。 ・開発途上国におけるODSの削減では、プロジェクト実施機関として、国連開発計画(UNDP)、UNEP、国連工業開発計画(UNIDO)及び世界銀行等が協力している。 ・本件条約事務局の活動の方針及び予算並びに各国の拠出額が決定されるCOPにおいて、事務局の活動内容及びそれに照らした予算額の適正性が確保されるよう取り組んでいる。				
	2 当該機関等の組織・財政マネジメント	・本件条約事務局予算は、COPにおいて締約国から行財政に係る厳しいチェックを受けており、我が国は、主要拠出国として、米国及び欧州諸国等と連携し、条約の効率的かつ効果的な運営がなされるよう右決定に関与している。 ・モントリオール議定書締約国会合(MOP)の際、国連ナイロビ事務所財務担当部局の監査を受けた財政報告が提出されており、直近では2016年10月のモントリオール議定書第28回締約国会合(MOP28)の際、2015年分の財政報告が提出されている。 ・ウィーン条約事務局は、モントリオール議定書事務局との共同事務局として、効率的な組織・財政マネジメントの実現に努めている。 ・また、次期3年分の予算額を決定する際に、基金残額を充当することで締約国が実際に拠出する額を減じる措置が講じられている。				
Ⅱ 当該機関等と	3 日本の外交課題遂行における当該機関等の有用性	・ウィーン条約はオゾン層の保護という地球規模の課題に対処するための枠組みを提供する極めて重要な条約であり、全ての国連加盟国が締約国となっている。同締約国会議(COP)は最新の科学的研究の成果も踏まえ、オゾン層保護に向け取るべき措置について話し合う重要な場であり、条約事務局はCOPの準備、運営を担うほか、COPで委託された調査、情報収集、情報共有を行うなど、関連の国際基準・規範の形成、普及啓発活動に向けその役割は非常に重要。 ・オゾン層の変化がもたらす悪影響から人の健康を守ることは日本のみならず人類全てにとって重要であり、またオゾン層の保護は我が国のみでは達成し得ない課題であるところ、全ての国連加盟国が締約国となっている、国際社会がオゾン層の保護に向けて取り組むための貴重な枠組みであるウィーン条約及び同条約モントリオール議定書の実施に積極的に貢献していくことは地球環境問題への取組の推進という我が国の外交政策を遂行する上でも極めて重要である。				
		・本件拠出金はCOPの開催を中心とする事務局予算に充てられているものであり、我が国による二国間支援との重複はない。他方、オゾン層の保護は我が国のみでは達成し得ない課題であり、国際社会が協力して取り組んでいく必要があるところ、締約国が一堂に会しオゾン層保護について議論するCOPの開催を担う条約事務局の活動は非常に重要。 ・我が国は、主要拠出国として、COPにおける事業計画や予算案に関する議論に積極的に参加し、我が国の立場を効果的に反映するよう努めている。その結果、拠出額について名目ゼロ成長が維持されている。 ・本件拠出は、条約事務局の活動を支援するための基金に拠出する義務的拠出金であり、条約の全締約国が国連分担率に基づいて算出された拠出率に応じた額を拠出している。条約事務局は、主に以下の業務を実施。 (ア)COPの開催(3年に一回)、及びそれに伴うビューロー会合等関連会合の開催、(イ)オゾン研究管理者会議の開催(3年に一回)、(ウ)オゾン層保護に係る広報・普及啓発活動、(エ)ホームページの運営、COPが決定する他の任務の遂行、等。 本件事業により、オゾン層保護のためのウィーン条約の目的である、フロン等のオゾン層破壊物質から生物に有害な紫外線の地上への到達を防いでいるオゾン層を保護するための国際協力が推進される。地球規模の環境問題であるオゾン層の保護を達成する上で、ウィーン条約の着実な実施が不可欠であり、オゾン層保護のための国際協力を推進する条約事務局の運営を支援することが、締約国として必要。				

日本との関係について	4 当該機関等における日本人職員・ポストの状況等	・本件条約事務局の全職員数に占める専門職以上の日本人職員の割合は12.5%（日本人職員1名/専門職以上の全職員8名）。（2017年7月現在）。 ・なお、同日本人は事務局ナンバー2にあたる事務局次長(D1)を務めている。 ・専門職以上の定員8名の事務局に1名の日本人幹部職員がおり、日本の拠出割合は約10%であることから、それとの比較においても適正な水準の日本人職員数を確保している。 ・事務局の活動の大枠及び予算は、我が国を含む締約国が出席するCOPにおいて決定されており、我が国の意思表明の機会確保されている。
	5 日本の拠出金等の執行管理におけるPDCAサイクルの確保	・下記のとおりPDCAサイクルは確保されている。 - PLAN: COPに3か年事業計画及び予算案を審議, 承認。 - DO: 我が国の義務的拠出金の支払, 条約事務局による事業計画の実施。各種会議及び文書を通じた条約事務局の活動のモニタリング。 - CHECK: 内部・外部監査報告書やCOP等における運営・活動の評価。 - ACT: 各種会議や不定期のやり取りを通じた改善の申入れ。 ・本件条約事務局予算は、COPにおいて締約国から行財政に係る厳しいチェックを受けており、我が国は、主要拠出国として、米国及び欧州諸国等と連携し、条約の効率的かつ効果的な運営がなされるよう右決定に関与している。 ・また、所定の監査を受けた財政ステートメントが定期的に提出されており、直近では2016年のモントリオール議定書第28回締約国会合(MOP28)の際、2015年の財政ステートメントが提出されている。 ・余剰額が生じた場合、次期3年分の予算額を決定する際に、余剰額を充当することで締約国が実際に拠出する額を減じる措置が講じられている。 ・現時点で申し入れるべき特段の改善点はないものの、要すれば、COPの場をはじめ関連会合の機会等に条約事務局とかかる協議を行うことは可能。
	担当課室名	地球環境課